

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年9月18日開催 全国地方銀行協会／

令和6年9月19日開催 第二地方銀行協会]

1. 金融行政方針について

- 2024年8月30日、金融庁の2024事務年度一年間の方針や重点課題を示した金融行政方針を公表した。
- 詳細は金融行政方針をご覧いただきたいが、金融庁としては、
 - ・ これまで取り組んできた資産運用立国の実現に向けた施策等を着実に進めるとともに、
 - ・ 社会・経済環境の変化にも柔軟に対応し、金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能の確保等を図っていくとの方針を示している。
- 人口減少や少子高齢化など地域経済を取り巻く厳しい環境が続くとともに、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、物価上昇や人手不足の対応等、事業者の経営課題が多様化する中、金融機関に期待される役割にも変化がみられる。地域銀行を含む地域金融機関向けの業態別の課題について、主なポイントは次の3点。

(金融経済情勢を踏まえたリスク管理態勢等)

- 各地域金融機関の経営方針や経営環境、経営資源等を踏まえつつ、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等についてモニタリングを行う。国内外の経済・金融市場の動向やその影響を引き続き注視し、大きな市場変動等に対する各地域金融機関の対応方針等についても随時確認する。

(金融仲介機能の発揮)

- 事業者が抱えている課題を的確にとらえ、事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により、地域から求められる金融仲介機能を発揮することを促す。

(持続可能なビジネスモデルの構築)

- 厳しい経営環境が続く中、地域金融機関の経営陣には自らのビジネスモデルの持続可能性を点検し、先々を見据えた経営戦略を策定・実行する経営力が求められる。地域金融機関が、金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行う。
- 金融庁としては、金融行政方針を端緒として、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行いたいと考えている。
- また、金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、本方針の内容でご不明な点、ご懸念の点、ご提言したい点があれば、遠慮なくお問合せいただきたい。

2. 大手保険会社等への顧客情報漏えいについて

- 近時、保険会社の出向者等が銀行又は銀行グループ内の保険代理店における多数の個人情報や長期にわたり外部に漏洩していた事実が確認されている。これを踏まえ、下記の対応に取り組むよう、改めて要請する。

(顧客に関する情報管理態勢)

- 顧客に関する情報は金融取引の基礎をなすものであり、適切な管理がなされることが極めて重要である。金融機関は、顧客に関する情報へのアクセス及びその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきであるという原則を踏まえ、内部管理態勢の整備を図る必要がある。特に、顧客情報へのアクセス管理の徹底や内部関係者による外部への持ち出しの防止について、出向者を含む役職員全体に対して適切な措置を図る必要がある。

(銀行グループ内の子会社等における顧客の情報管理)

- 顧客に関する情報管理態勢についてグループベースでの一体的な管理がなされるように、銀行又は銀行持株会社は責任ある役割を果たす必要がある。

3. 「事業性融資推進プロジェクトチーム」の発足について

- 第213回通常国会において、企業価値担保権の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律」が成立したところ、同法の円滑な施行等により事業者の事業性に着目した融資の更なる進展を図るため、金融庁の関連する部局を横断する「事業性融資推進プロジェクト・チーム」(PT)を、2024年7月に設置した。

- 今後、当該 PT においては、関係する業界団体とともに、企業価値担保権の活用が想定される融資事例や、与信審査・期中管理のあり方、担保権を活用した融資における引当の考え方等の実務上の課題などについて議論を行い、制度の施行に向けた環境整備等を進めていく。
- また、地域金融機関においては、人口減少等の厳しい経営環境が続く中、地域経済の成長・発展に貢献していくため、持続可能なビジネスモデルを構築することが重要であるところ、今般、新たに制度化された企業価値担保権の活用も経営の選択肢の一つとして考慮し、事業性融資を自らの収益基盤の強化につなげ、持続可能なビジネスモデルの確立に向けて実行に移していくことが望まれる。
- ついては、当該 PT を中心に、金融機関が金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行い、部局横断的な課題として対応してまいりたい。

4. 令和6年台風第10号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和6年台風第10号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に関し、愛知県、鹿児島県、宮崎県、大分県、福岡県、静岡県、神奈川県及び岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 被災地で営業している金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

5. 金融機関におけるM&A支援の促進等について

- 2024年8月30日、『「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について』を公表し、併せて、各金融機関へ「金融機関におけるM&A支援の促進等について」を発出させていただいた。
- 本改正では、
 - ・ 成長段階における更なる飛躍が見込まれる顧客企業や事業承継が必要な顧客企業等に対して、PMIを含むM&A支援が一つの有用な選択肢と

なり得ることに留意しながら、最適なソリューションの提案について検討すること

- ・ M&Aに関する支援業務を行う場合には、専門的な人材の内部育成や、ノウハウを持つ外部人材の採用、外部専門家・外部機関等との連携など、業務の健全かつ適切な運営の確保を念頭に置きつつ、所要の体制整備を図ること
- ・ 新たに締結する保証契約のみならず、M&A・事業承継など主たる株主等が交代することを金融機関が把握した保証契約や、令和5年3月以前に締結した根保証契約について、債務者の状況に応じた個別具体的な説明・記録を実施すること

などを盛り込んでいる。

- 改正した監督指針は、2024年10月1日から適用となるため、本改正の趣旨・内容について金融機関内で周知いただき、必要に応じて態勢整備に取り組んでいただきたい。また、本改正の趣旨を踏まえ、M&A支援を含めた事業者支援に一層強力に取り組んでいただきたい。

6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を受けての備えについて

- 2024年8月8日に宮崎県日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴い気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された経緯を踏まえ、現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に記載の「南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置」をはじめ、災害時の対応に関する規定を今一度ご確認いただき、各金融機関で策定されているBCPの確認や見直し等も着実に進めていただきたい。

7. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 地域金融機関においては、日頃より「REVICareer（レビキャリア）」を活用した人材マッチングに尽力いただき感謝。
- 足元の実績については、大企業人材の登録者数が累計3,417人、求人件数は累計2,656件、マッチング件数については、累計113件と、いずれも急速に増加してきている。
- この背景には、人材紹介業務に取り組む金融機関の裾野の拡大が貢献していると認識。地方の人手不足問題への対応の観点からも、こうした動きがさ

らに広まっていくことを期待している。引き続きレビキャリの積極的なご活用をお願いしたい。

8. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、2024年6月末までに、金融機関100先から累計325件、約81億円の債権買い取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関もある。
- 各金融機関においては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

9. 口座不正利用等防止に向けた対策の強化に係る要請文について

- 近年、SNS等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」が急増しているほか、法人口座を悪用した事案がみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務である。
- こうした状況を踏まえ、2024年8月23日に警察庁と連名で、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会を含めた各業界団体等に対し、法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請した。
- 要請内容は口座開設時の実態把握から利用者のアクセス環境等に着目した検知、出金停止・凍結等の措置の迅速化など多岐にわたる。「規模の小さい金融機関にもそこまで求めるのか」とお思いかもしれないが、インターネットバンキングをはじめとする非対面取引が広く普及しており、大都市部だけでなく地方中小規模都市部の金融機関にまでこうした被害が広がっていることを踏まえれば、今般要請した対策は金融機関の規模や立地に関わらず講じられるべきものと考えている。また、システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合であっても、計画的に対応いただくことが重要である。
- 対策の方法・深度は各金融機関の業務・サービス内容や不正利用の発生状況に応じて判断されるべきものだが、金融犯罪対策に関しては「当局から求

められているから」ではなく、「顧客を詐欺等の被害から守る」「ひいては（「詐欺の温床となっている」といった風評リスクから）金融機関自身も守る」ために、今回の要請を踏まえ、主体的・積極的な取り組みをお願いしたい。

10. サイバーセキュリティに関するガイドラインについて

- サイバーリスクは、技術の発展や地政学リスクの高まりなどとともに増加しており、トップリスクの一つとして、金融機関において適切に管理していく必要がある。昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、先般、サイバーセキュリティに関する新たなガイドライン案について、パブリックコメントに付したところであり、ご意見をいただき感謝申し上げます。いただいたご意見を踏まえ、今後最終化し公表する。
- 金融機関等の規模・特性は様々である。このため、ガイドラインにも記載しているとおり、「基本的な対応事項」及び「対応が望ましい事項」のいずれについても、一律の対応を求めるものではなく、金融機関等が、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が必要であると考えている。
- また、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢上の課題への対応には、時間がかかるものもあると考えている。したがって、重要性・緊急性に応じて、優先順位をつけた上で、順次対応していただければと考えている。
- 金融庁としては、金融システム上の重要性・リスクなどを勘案の上、同ガイドラインの運用などを通じて、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の強化を促してまいりたい。

11. 外部委託先管理の強化について

- 昨今、外部委託先に対するサイバー攻撃により、金融機関の顧客情報が漏えいする事案が発生している。
- 委託先におけるインシデントであっても、金融機関が顧客情報管理の責任から逃れられるわけではない。
- 重要な委託先におけるインシデントの原因の検証及び再発防止策の実効性の確保、これらが確保できない際の代替策の検討を含め、委託先管理の有効性・十分性を確認し、必要に応じて改善していただきたい。

12. 国内LB0ローンについて

- LB0ローンについては、近年、国内においてM&Aや事業承継等が増加する中、大手銀行はもとより、地域銀行においても積極的に取り組む先が増加。地域銀行が、LB0ローンを積極的に供与することで、取引先の企業価値が向上し、競争力が強化され、結果として地域経済が発展することは、地域銀行本来の役割であり、望ましいことである。
- 関連して、金融庁は、大手行及び地域銀行に対して、LB0ローンに対する考え方やリスク管理面の取組み等についてのアンケート調査を実施し、2024年7月にとりまとめた結果を公表している。
- 結果、取引実績がある地域銀行の中でも、半数以上の先において、規程・マニュアルがないこと、定量基準を設定していないこと、新規採上時のリスク・リターン目線を設定していないこと、関連ポートフォリオを信用リスク関連の会議体に報告していないことなど、リスク管理態勢の整備は道半ばといわざるを得ない状況であることが判明した。また、金融庁のこれまでのモニタリングにおいても、リスク管理上の課題を複数確認済みである。
- LB0ローンは、一般のコーポレートローンと比較して相対的にリスクが高く、その推進と並行してリスク管理にもより注意を払う必要がある。
- 各行においてビジネス上の位置づけは各々であるものの、今後も本格的に取り組んでいくのであれば、経営陣主導のもと、改めて足元のリスク管理態勢を確認し、リスクに見合った態勢を構築していく必要がある。
- なお、地域銀行が地域経済で質の高い金融仲介機能を持続的に発揮していくためにも、金融庁では、財務局とともに、検査モニタリングを含めた様々な対話を通じて、LB0ローンにかかるリスク管理の高度化を促す方針である。

13. 顧客本位の業務運営（FD）に関するモニタリングについて

- FDに関するモニタリングについては、引き続き、幅広いリスク性金融商品の販売状況^{※1}を踏まえ、販売会社等で顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等が行われているかについて検証する。

※1 販売実績や苦情の発生状況のほか、これまでのモニタリング結果も踏まえて、リスクベースで重点的に検証するリスク性金融商品を選定。

- 具体的な検証のポイントは、以下の通り。
 - ① 過去のモニタリングで課題が認められた外貨建一時払保険や仕組債に

係る業界規則等への対応状況や、外貨建債券・外国株式に係る銀証連携に着目した販売・管理の実態把握を含めて、幅広いリスク性金融商品におけるプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等の整備状況^{※2}

※2 経営陣の関与状況や第1線・第2線・第3線の機能状況も含む。

- ② 「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく「取組方針」の営業現場への浸透状況や顧客利益を最優先とする取組状況。
 - ③ 顧客との「共通価値の創造」から成る持続可能なリテールビジネスの構築に当たり、経営戦略と顧客本位の業務運営との整合性が重要であるとの観点から、(同ビジネスの) 管理会計の損益状況や金融商品毎の獲得手数料等に着目した対話。
- なお、本モニタリングは、資産運用立国の実現に向けて、顧客の最善の利益という観点から、顧客にふさわしい金融商品を適切に販売しているかなどを検証することを目的としており、特定の金融商品を一律に否定するものではない。

14. サイバー安全保障について

- 「国家安全保障戦略」(令和4年12月16日閣議決定)に基づき、サイバー安全保障分野における新たな取組の実現のために必要となる法制度の整備等について検討を行うため、2024年6月より、内閣官房において、「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」が開催されてきたところ。

※「サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cyber_anzen_hosyo/index.html (内閣官房ウェブサイト)

- 同戦略においては、重要インフラ分野を含め、
- ・ 民間事業者等がサイバー攻撃を受けた場合等の政府への情報共有や、
 - ・ 政府から民間事業者等への対処調整、支援等の取組みを強化する
- などの取組を進めることとされており、金融分野についても、こうした官民連携に係る制度整備の対象となることが想定されている。
- 今後、制度整備にあたり、政府全体の取組みの中で、金融庁としても業界の皆様とよく意見交換してまいりたい。

15. 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2024年も10月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) を実施予定。
- 参加金融機関におかれては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に参加いただいたうえ、演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

16. サイバーセキュリティセルフアセスメント (CSSA) について

- 2024年6月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価について、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中である。
- 2024年11月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。
※ 将来的には (2025 事務年度分以降)、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の内容を CSSA に反映していくことを検討する。

17. 金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート (2024) の公表について

- 2024年9月10日に、「金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート (2024)」を公表した。
(参考) 金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート (2024)
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ia/20240910.html>
- 本レポートは、内部監査高度化の取組推進の一助となるべく、2023年10月のプログレスレポートにて公表した大手銀行グループにおける取組状況に加えて、地域金融機関や大手証券会社、大手保険会社における取組状況を多数紹介している。
- 内部監査の高度化に向けた取組は、一義的には、各金融機関の内部監査部

門自らの取組の在り方によるものの、その取組には自ずと限界があり、経営陣等の取組姿勢が大きく影響する。特に経営資源の配分などでは経営陣が主体的に取り組まなければ成果は出ず、経営陣の考え方や取組姿勢について意識改革を期待している。

- 金融庁としては、今後も、2023年10月公表のプログレスレポートで示した内部監査高度化のための3つの論点※に基づき、金融機関に対する深度あるモニタリングを進めるとともに、モニタリングを通じて内部監査の高度化を促していく方針。

※3つの論点

- ①経営陣や監査委員・監査役による内部監査部門への支援
- ②内部監査部門の監査態勢高度化・監査基盤強化
- ③被監査部門に対する内部監査への理解・浸透やリスクオーナーシップ醸成

18. サステナブルファイナンスの取組みについて

- サステナブルファイナンス有識者会議では、2024年7月には、「サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書」を公表した。
- 中でも、投資として一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果（インパクト）の実現を目指す「インパクト投資」は、社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援する上で、重要な役割を果たすと考えている。
- インパクト投資の手法を確立し、広めるため、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ、議論を進めているところ、各金融機関には、是非関心をもっていただき、コンソーシアムへの参加も含め、積極的にご関与頂くことを期待したい。

19. 金融経済教育推進機構について

- 金融経済教育推進機構（J-FLEC）が、2024年4月に設立され、8月から本格稼働を迎えた。
- 今後、J-FLECを中心に、金融トラブルの未然防止や対応のあり方等も含め、幅広い金融経済教育を広く国全体へ普及させるべく取り組んでいく。その一環として、J-FLECと個別金融機関が連携したイベントも複数予定されており、各金融機関におかれても、ぜひご協力をお願いしたい。
- なお、J-FLECは、家計管理等に関する電話相談の受付、幅広い年代向けの

講義資料の公開、学校・企業への出張授業の申込受付等をすでに開始しており、この秋からは、個人の資産状況やライフステージに応じたアドバイスを対面・オンラインにて行う、個別相談の無料体験も開始予定である。

- 取引先企業が従業員向けの金融経済教育を実施する際には、ぜひ J-FLEC を活用いただきたいと考えており、こうした取組について、会員各行から取引先企業への周知に協力をお願いしたい。

20. NISA について

- NISA について、2024 年 6 月末時点の NISA 口座数は約 2,428 万口座、買付額は合計約 45 兆円となった。新 NISA の開始を契機に、多くの国民の方が資産形成に関心を示されている状況が窺える。引き続き、国民の皆様が、安定的な資産形成のひとつの選択肢として、新 NISA 制度を適切に活用できるよう、金融機関においては、わかりやすく丁寧に周知・広報を行っていただきたい。
- 2024 年 8 月の株価等の急変動の後、8 月 6 日に、NISA 制度に係る周知・広報や NISA 口座を用いた取引を行う顧客に関する顧客対応を行う際の留意点について、改めて、金融庁から各金融機関宛に事務連絡を発出した。
- 具体的には、利用者が資産形成に踏み出す前提として、以下の内容を利用者が適切に理解できるよう、引き続き、周知・広報を行っていただきたい。
 - ・ 利用者自身が、各々のライフプランやライフステージを踏まえ、どのような資金ニーズが発生するか、それに対応してどのような資産形成が必要かをよく考えることが重要であること。
 - ・ 長期・積立・分散投資の意義と同時に、投資には、様々なリスクや元本割れのおそれもあること。
 - ・ 資産形成に取り組むにあたっては、NISA 以外の選択肢も含め、様々な方法や制度を適切に組み合わせて活用することが重要であること。
- さらに、NISA 口座を用いた取引を行う顧客には、
 - ・ 顧客ニーズやリスク許容度の確認、
 - ・ 提案・販売する商品の特性や注意点等に関する丁寧な説明、
 - ・ 販売後のフォローアップ等、を行うなど、顧客本位の業務運営を徹底していただきたい。

- 特に、株式市場や為替市場が大きく変動する中においても利用者が安心して長期・積立・分散投資の意義を十分に理解し、資産形成に取り組むことのできるよう、適切な顧客対応を実施いただきたい。

21. 海外出国時のNISA口座の扱いについて

- NISAは長期保有を前提とした制度であるところ、政府としては、転任の命令等のやむを得ない事由により一時的に出国する場合であれば、予め手続を行うことにより、NISA口座で保有する上場株式等につき、一定の期間、引き続き非課税の適用を受けることができる制度を整備している。
- 実際の対応状況は、特段の制限無く対応している金融機関もあれば、対象商品の範囲を限定したり、未対応の金融機関もあるなど、様々であるところ、顧客が対応状況を把握していない場合には、予期せず課税口座に払い出されることにもなりかねないため、各金融機関においては、対応状況をしっかりとウェブサイトで公表したり、口座開設時等に顧客に説明を行ったりするなど、顧客の利便性向上の観点からご対応をお願いしたい。

22. 税制改正要望について

- 2024年8月30日、令和7年度の税制改正要望項目を公表した。主要な要望項目は、以下のとおりとなっている。
 - 【① 資産運用立国等の実現に向けた措置】
 - ・ NISAの利便性向上等
 - ・ 企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置
 - ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し
 - ・ 金融所得課税の一体化
 - 【② 国際金融センターの実現に向けた措置】
 - ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し
 - 【③ 安心な国民生活の実現に向けた措置】
 - ・ 生命保険料控除制度の拡充
 - ・ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、各金融機関においても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

23. 7月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議の成果物について

○ 2024年7月25日から26日にかけて、ブラジルのリオデジャネイロにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容をご紹介します。

- ・ まず、金融システムの脆弱性への対処、及び、国際金融規制改革の適時の実施に強くコミットする旨が再確認された。特に、バーゼル III 枠組みの全ての要素を完全かつ整合的な形で、かつ可能な限り早期に実施するとの、2024年5月の中央銀行総裁及び銀行監督当局長官（GHOS）による合意が、G20でも再確認されている。
- ・ また、ノンバンク金融仲介（NBFII）セクターの強靱性の強化に関する FSB 進捗報告書が歓迎された。オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに係る FSB の政策勧告の実施への支持が示されるとともに、証拠金の備えやレバレッジに関する政策作業への期待が示された。
- ・ 暗号資産に関しては、FSB ハイレベル勧告を実効的に、適時に、かつ調和された方法で実施するとのコミットメントが再確認された。また、金融活動作業部会（FATF）による FATF 基準のグローバルな実施の加速、及び、DeFi や P2P 取引などから生じる新たなリスクに関する作業への支持が示された。
- ・ その他、クロスボーダー送金に関する G20 ロードマップの実施へのコミットメントが再確認されるとともに、自然関連金融リスクに関連する金融当局の規制監督上のイニシアティブ及び課題を取りまとめた FSB のストックテイクが歓迎された。
- ・ 最後に、サステナブル・ファイナンスについては、金融機関及び企業の「公正な」移行計画の推進に焦点を当てた議論への支持が示された。また、サステナビリティ報告基準の実施に当たっての、特に中小企業や新興途上国における課題に対処し、信頼性のある、比較可能で、相互運用性のあるサステナビリティ報告開示基準を促進する方法に関する勧告への期待が示された。

○ 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2024年10月にワシントン D.C. で開催される予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

（以上）